委託契約書(案)

- 1 業務名 とべもり+(プラス)イルミネーション企画設置運営委託業務
- 2 履行期間 令和5年○月○日から令和6年2月29日まで
- 3 業務委託料 ¥ うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥
- 4 契約保証金 ¥

上記の委託業務について、愛媛県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、各々の対等な立場における合意に基づいて別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2 甲 愛媛県 知 事 中村 時広

住 所乙

- 1

氏 名

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款 (契約書及び仕様書を含む。以下同じ。) に基づき、 日本国の法令を遵守し、この契約 (この約款を内容とする業務の委託契約をい う。以下同じ。) を履行しなければならない。
- 2 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 6 この約款における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託)

- 第3条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合に限り、この契約により受託した 事務の処理の一部を他に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 前項の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、甲に対する責任を共有させなければならない。

(事業計画書の提出)

第4条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画書の変更)

第5条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書(様式第2号)を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業計画書の収支予算書の支出の部区分欄に掲げる経費の 20%以内の流用に係る変更については、この限りではない。

(調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び額の精算)

第7条 乙は、委託事業を完了したときは、速やかに甲に対して実績報告書(様

式第3号)を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の実績報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内 に、委託事業の完了について検査を行うものとする。
- 3 委託契約額の精算に伴い、甲が前払により乙に交付した委託料に残額が生 じたときは、乙はこれを返還しなければならない。
- 4 精算した実績額が第2条の業務委託料の額を下回る場合には、その実績額 を委託契約額とする。

(委託料の支払い)

第8条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払を委託料精算払請求書 (様式第4号)により、請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から起 算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(前金払)

- 第9条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払することができる。
- 2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号) により、請求するものとする。
- 3 第1項の規定による前金払の支払期日については、前条の規定を準用する。

(契約の解除等)

- 第 10 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約 の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 委託事業を遂行することが困難であるとき。
 - (3) 乙の役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。) 又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が、暴力団員等愛媛県暴力団排除条例(平成22年3月26日条例第24号。)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。) と認められるとき。
 - (4)乙が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に 関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第 三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなど したと認められるとき。
 - (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜 を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し くは関与していると認められるとき。

- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙(ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。)が次のいずれかに該当したとき。
 - ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定す る排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、当該排除措置 命令が確定したとき。
 - イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - ウ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占 禁止法第89条第1項若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項に規定 する違反行為をした場合に限る。)の罪を犯したことにより、有罪判決が 確定したとき。
 - エ 刑法第 197 条から第 197 条の4までに規定する賄賂を甲の職員(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部 を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求 することができる。
- 3 天災その他やむを得ない理由により、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。契約解除を合意した場合は、契約当事者が受けた一切の損害について、相互に賠償する責を負わないものとする。
- 4 甲が、甲の都合によりこの契約を解除した場合は、乙は契約解除受け付け時 点までに使用した費用を甲に請求することができる。

(契約の変更)

第 11 条 事故又は天災等により、委託事業の内容に著しい影響を与える事情が 生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更することができる。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託事業の実施に関し、甲又 は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

- 第13条 乙は、委託事業に係る経費を他の経費と区別して経理するともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。
- 2 乙は、委託事業の関係書類を、委託事業完了の年度の翌年度から起算して、 5年間保管しなければならない。

(権利関係)

- 第 14 条 業務の実施による成果品に関する一切の著作権(著作権法第 27 条及 び第 28 条の権利を含む。)については、甲から乙に委託料が完納された時点 で甲側に譲渡するものとし、乙が複写、複製その他の方法により他の利用に供 する場合は、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、成果品にかかる著作者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の 指定する者に対して、これを行使しないものとする。
- 3 前二項の規定に関わらず、成果品に既に乙が著作権を保有している著作物 が含まれている場合、当該著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(費用負担)

第17条 業務に実施するために必要な機械器具及び資材に係る費用は、すべて この負担とする。

(服務)

第18条 この契約により乙の従業員等の被雇用者が行う業務上の行為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故の場合であってもすべて乙の責任において措置するものとする。

(契約外の事項)

第 19 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則(昭和 54 年 愛媛県規則第 18 号)によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約 の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

愛媛県知事 中村 時広 様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載が ある場合は、押印の省略が可能です。

住所 事業者名 代表者職氏名

とべもり+(プラス)イルミネーション企画設置運営委託業務事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記の委託業務について、契約書第 4条の規定に基づき、事業計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書(別紙1)
- 5 その他

『押印を省略する場合のみ記載する (押印する場合は記載不用)』 責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の 担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先 (Bcc は不可) として提出 する場合、押印の省略が可能です。

本件責任者(職氏名·連絡先)	
本件担当者(職氏名·連絡先)	

別紙1 (様式第1号関係)

とべもり+ (プラス) イルミネーション企画設置運営委託業務 収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
委託料		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	備考
小 計		
消費税及び地方消費税		
合 計		

愛媛県知事 中村 時広 様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載が ある場合は、押印の省略が可能です。

住所 事業者名 代表者職氏名

とべもり+(プラス)イルミネーション企画設置運営委託業務 変更事業計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった業務計画書について、 下記のとおりに変更したいので、契約書第5条の規定に基づき提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容(変更前と変更後が分かるよう記載のこと)
- 3 変更後の事業費
- 4 変更後の収支予算書(別紙2)
- 5 その他

『押印を省略する場合のみ記載する (押印する場合は記載不用)』 責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の 担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先 (Bcc は不可) として提出 する場合、押印の省略が可能です。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
本件担当者(職氏名·連絡先)	

別紙2 (様式第2号関係)

とべもり+(プラス)イルミネーション企画設置運営委託業務 変更収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

			(1 1 1 1 1 7
区 分	予算額	増減額	備考
委託料			
合 計			

注)上段:変更前、下段:変更後

2 支出の部

(単位:円)

区分	予算額	増減額	備考
小計			
消費税及び地方消費税			
合 計			

注)上段:変更前、下段:変更後

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載が ある場合は、押印の省略が可能です。

住所 事業者名 代表者職氏名

とべもり+(プラス)イルミネーション企画設置運営委託業務 実績報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した標記の委託業務について、契約書第 7条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 事業の実施結果
- 5 収支予算書(別紙3)
- 6 その他

『押印を省略する場合のみ記載する(押印する場合は記載不用)』 責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の 担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先(Bcc は不可)として提出 する場合、押印の省略が可能です。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
本件担当者(職氏名·連絡先)	

別紙3 (様式第3号関係)

とべもり+(プラス)イルミネーション企画設置運営委託業務 収支決算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	決算額	備考
委託料		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

		(一匹,11)
区分	決算額	備考
小 計		
消費税及び地方消費税		
合 計		

様式第4号(第8条関係)

とべもり+ (プラス) イルミネーション企画設置運営委託業務 委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載が ある場合は、押印の省略が可能です。

> 住所 事業者名 代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した、標記委託業務に係る委託料について、契約書第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

 内訳
 委託料
 金
 円也

 前払金受領済額
 金
 円也

 今回請求額
 金
 円也

『押印を省略する場合のみ記載する(押印する場合は記載不用)』 責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の担 当者及び県・受注者双方の上席者を宛先(Bcc は不可)として提出する 場合、押印の省略が可能です。

本件責任者(職氏名·連絡先)	
本件担当者(職氏名・連絡先)	

様式第5号(第9条関係)

とべもり+(プラス)イルミネーション企画設置運営委託業務 委託料前払金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

代表者印の押印

※下記責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載が ある場合は、押印の省略が可能です。

> 住所 事業者名 代表者職氏名

令和 年 月 日付けで契約を締結した、標記委託業務に係る委託料前払金 について、契約書第9条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

 内訳
 委託料
 金
 円也

 今回請求額
 金
 円也

 残額
 金
 円也

(注) 前払金を必要とする理由書を添付すること。

『押印を省略する場合のみ記載する(押印する場合は記載不用)』 責任者及び担当者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより県の 担当者及び県・受注者双方の上席者を宛先(Bcc は不可)として提出 する場合、押印の省略が可能です。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
本件担当者(職氏名·連絡先)	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者 に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同 様とする。
- 2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

- 第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下 「再委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様と する。

(派遣労働者利用時の措置)

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を 負うものとする。

(資料等の返環等)

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、 実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理 を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しく は資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、 この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

- 第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止 その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなけれ ばならない。
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。
- (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務
- (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 (昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下 この章及び第176条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、 その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不 当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100円以下の罰金に処する。

第 180 条 第 176 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- (注) 1 甲は、愛媛県 (実施機関)、乙は受託者をいう。
- 2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本 文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事 項から削除するものとする。
- 3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な 事項は省略して差し支えないものとする。
- 4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。